

下関市立豊田中央病院ＬＥＤ照明賃貸借
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 9 月
下関市

下関市立豊田中央病院ＬＥＤ照明賃貸借の公募について、下関市契約規則及び関係法令に定めるもののほか、この実施要領（以下「要領」という。）によるものとする。
賃貸を希望する者は要領に従って提案書類等を作成し、提出すること。

１．趣 旨

この要領は、下関市立豊田中央病院ＬＥＤ照明賃貸借を賃貸するにあたり、賃貸人を条件付き公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

２．事業の概要

- （１）事業名 下関市立豊田中央病院ＬＥＤ照明賃貸借
- （２）契約方法 条件付き公募型プロポーザル方式による随意契約
- （３）業務内容 別紙１「下関市立豊田中央病院ＬＥＤ照明賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- （４）履行場所 下関市立豊田中央病院
- （５）契約期間 契約締結日から令和１３年２月２８日まで
- （６）賃貸借期間 令和８年３月１日から令和１３年２月２８日まで（５年間）
※賃貸借物品は賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。
- （７）担当課 書類の配布、提出及び質問の受付等は次のとおりとする。
 - ・ 名 称：下関市立豊田中央病院事務局
 - ・ 住 所：〒750-0424
山口県下関市豊田町大字矢田３６５番地１
 - ・ 電 話：０８３－７６６－１０１２
 - ・ 電子メール：ttchuoby@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
 - ・ 受付等時間：午前９時から午後５時まで
（土、日、祝祭日を除く）
 - ・ 担 当：下関市立豊田中央病院事務局 下口

３．応募要件

（１）応募要件

- ア 本事業を行う能力を有する法人又は複数の法人で構成するグループ（以下「グループ」という。）とする。
- イ グループを構成する場合、代表者は次の（２）賃貸借役割を担う者とする。
その代表者が本市との連絡窓口となり、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行い、それぞれの構成員は連携して事業遂行の責を負うものとする。
- ウ 参加申込書提出時、グループを構成する場合は構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

(2) 応募者の役割

応募者は次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

ア 賃貸借役割（代表者）

本市との賃貸借契約締結等の諸手続きを行い、事業遂行のすべての責任を負う。（本市との対応窓口）

イ 機器調達役割

L E D照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。

ウ 施工役割

施工及び施工管理に関する業務を担う。

エ 維持管理役割

賃貸借期間において保守対象の照明設備を維持管理する業務を担う。

オ その他の役割

上記ア～エ以外の本事業に必要とされる業務を実施する。

※アとイ～オがそれぞれ異なる法人となる場合はグループで応募するものとし、構成員の間で交わされた覚書、合意書などを締結し、その写しを提出すること。なお、その書面にはグループの構成員すべてが、本市に対し、法令上可能な範囲で連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 応募者の参加資格

本プロポーザルに参加できる者（代表者）は次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ この公告の日から選定結果通知日までの間、下関市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 参加申請の時点において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録している事業者で、「賃貸借（リース）」に登録があること。

エ 過去3年間に於いて、国又は地方公共団体が発注したL E D照明更新事業実績を1件以上保有するものであること。

4. 提示書類

プロポーザルの実施にあたり、以下の書類を提示する。

No.	提 示 書 類
1	要領（本書）
2	仕様書
3	下関市立豊田中央病院L E D照明賃貸借提案書類等作成要領（別紙2）

4	下関市立豊田中央病院LED照明賃貸借プロポーザル参加申込書 (様式1)
5	グループ構成表(様式2) ※グループで応募の場合
6	会社概要書(様式3) ※構成員すべて
7	事業実績調書(様式4) ※構成員すべて
8	企画提案への応募について(様式5)
9	価格提案書(様式6) ※提案限度額 30,000,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。)
10	質問票(様式7)
11	辞退届(様式9)

5. 日 程 (※: 予定) プロポーザル関連のスケジュールは以下のとおり

日 時	内 容
令和7年 9月29日(月) ～10月10日(金) 午後5時	プロポーザル実施の公告期間
令和7年10月10日(金) 午後5時	参加手続に係る書類の提出期限
令和7年10月10日(金) 午後5時	質問票提出期限
令和7年10月15日(水)	質問票に対する回答期限
令和7年10月15日(水)	参加資格審査結果通知
令和7年10月17日(金) 午後5時	企画提案に係る書類の提出期限
令和7年10月22日(水) ※	本審査(プレゼンテーション等の実施)
令和7年10月27日(月) ※	審査結果通知
令和7年10月29日(水) ※	候補者との協議打合せ(契約締結)

6. 参加申込手続等

本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)は、参加手続に係る書類(以下「参加書類」という。)を以下により提出すること。

(1) 参加書類

別紙2「下関市立豊田中央病院LED照明賃貸借提案書類等作成要領」のとおり。

(2) 受付期間

令和7年 9月29日(月) から

令和7年10月10日(金) 午後5時まで(必着)

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出場所

「2 事業の概要(7)」

(5) 提出方法

郵便（書留）又は持参により提出するものとする。

(6) 参加資格要件の確認

(2) 受付期間内に参加書類の提出のあった参加者に対しては、「3. 参加資格要件」を全て満たしているか否かを確認した後、参加資格の有無について、令和7年10月15日（水）までに参加申込書に記載された連絡先メールアドレス宛に電子メールにより確認結果を通知する。

参加資格の有無にかかわらず、参加書類は返却しない。

7. 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問票（様式7）により提出すること。

(1) 受付期間

令和7年 9月29日（月）から

令和7年10月10日（金）午後5時まで（必着）

(2) 受付場所

「2 事業の概要（7）」

(3) 提出方法

電子メールにより、質問表をWord形式のファイルで提出すること。

なお、送信時には必ず到着確認の連絡を行うこと。

(4) 回答について

質問に対する回答は、令和7年10月15日（水）までに参加資格要件を満たした応募者（以下「企画提案者」という。）全員に対し、参加申込書に記載された連絡先メールアドレス宛に電子メールにより回答する。なお、回答を受信した際は、受信した旨を記し、送信元メールアドレスへ返信すること。

8. 企画提案に係る書類の提出

企画提案者は、企画提案に係る書類（以下「提案書」という。）を以下により提出すること。

(1) 提案書

別紙2「下関市立豊田中央病院LED照明賃貸借提案書類等作成要領」のとおり。

(2) 受付期間

参加資格要件確認結果通知後から

令和7年10月17日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

正本1部、副本6部

なお、1部毎にA4版2穴サイズのファイルに綴じて提出すること。

また、提出書類全てをPDF方式により記録したCD-Rを1部提出すること。

(4) 提出場所

「2 事業の概要(7)」

(5) 提出方法

郵送(書留)又は持参により提出するものとする。

(6) 提案書の取扱い

ア 提案書は、返却しない。

イ 下関市が認めた場合を除き、受付期間終了後の提案書の提出、再提出及び差替えは認めない。

ウ 提案書は、選定を行う作業等に必要な範囲において複製する。

エ 提案書は、本業務の受注者の選定以外の目的には使用しない。

オ 提案内容に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案者が負う。

9. 候補者の選定方法

提案書等の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、書類全般にわたり審査を行う。

(1) 審査

提案書等の審査は、プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において実施する。

(2) 審査方法

ア 審査委員会が提案内容の審査を行い、別紙3の評価基準に基づき評価を行います。

イ 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計(以下「総合点」という。)が最も高い企画提案者を候補者とする。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、「1. 省エネ等期待度」の項目の評価点が高い企画提案者を候補者として選定する。

エ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満(以下「最低制限基準」という。)の場合には選定せず、不備な点を指摘した後、再度提案書の提出を受けて再審査を行う。再審査においても最低制限基準を満たさないときは、原則、再度公募を行うこととする。

(3) 本審査実施日(予定)

令和7年10月22日(水)

なお、正式な実施日、実施時間及び場所等は、参加申請書に記載された連絡先メールアドレス宛てに電子メールにより通知する。

(4) 本審査実施方法

ア 1社当たりのプレゼンテーションは30分以内とする。

(質疑応答時間は10分程度)

イ プレゼンテーション及び質疑応答は、提案書が「2. 事業の概要(7)」に到着した順序で実施する。

ウ 出席者については、1社当たり5人を限度とする。

エ 説明に使用するプロジェクター及びスクリーンは下関市が準備する。その他機器(パソコン等)が必要な場合は、企画提案者が準備すること。

10. 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後に本審査に参加した全ての企画提案者に選定結果通知書(様式8)により通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ(しごと・事業者>入札・契約・登録>業務委託等の部屋(上下水道局を除く)>プロポーザル情報)に公表します。

- (1) 所管課及び事業名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

11. 契約に関する事項

(1) 事業候補者の決定等

下関市は、「9. 候補者の選定方法」により選定した候補者を事業候補者とし、仕様について詳細な協議打合せを実施して、再度見積書(詳細な内訳書を添付すること。)の提出を求め、事業者として契約を締結する。

なお、事業の実施に際して、提案内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後に、事業候補者と下関市は、提案の内容をもとに、事業の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行う。この交渉が整った場合は、随意契約の手続きに進み、交渉が整わない場合は、審査委員会の審査において次点となった次順位候補者を事業候補者とし交渉する。

(2) 事業候補者の参加資格喪失時等の取扱い

事業候補者を特定した後、当該事業候補者が「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合もしくは満たさないことが判明した場合、及び辞退した場合(ただし、辞退する場合は、「13. その他留意事項(4)」に留意のこと。)は、審査委員会の審査において次点となった次順位候補者を事業候補者とし交渉する。

(3) 締結する契約

下関市と事業者は、下関市立豊田中央病院LED照明賃貸借に係る契約を締結するものとする。なお、契約期間は「2. 事業の概要(5)」のとおり。

(4) 契約保証金

事業者は、下関市契約規則第29条第1項の規定により契約金額に100

分の10以上を乗じた額を、契約保証金として下関市立豊田中央病院事務局宛てに納付すること。

ただし、下関市契約規則第30条に該当する場合、契約保証金の納付を免除する。該当するか否かを判断する必要がある場合は、下関市が求める確認書類を提示すること。

(5) その他の事項

契約書は2通作成し、下関市及び事業者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。なお、契約書の作成に要する経費は、すべて事業者の負担とする。

12. 情報公開

下関市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

13. 準備期間について

契約締結日から令和8年2月28日までの期間は、本事業の履行にかかる準備期間とする。なお、この間における本事業の準備は、事業者の責任と負担により行うものとし、これにかかる賃借料は一切発生しないものとするので、了承の上、本プロポーザルに参加すること。

14. その他の留意事項

(1) 参加手続き並びに提案に係る費用は、全て参加者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を下関市に請求することはできません。

(2) 書類の作成において、下関市から知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。

また、提案書類の作成以外に使用してはならない。

なお、要領による手続きが完了した後も同様とする。

(3) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 要領に示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 本審査開始時間までに会場に来なかった場合

カ 価格提案書の金額が、見積限度額を超過した場合

(4) 参加者又は企画提案者が1者の場合でも、本プロポーザルを実施する。

(5) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（様式9）を提出することにより、参加を辞退できるものとする。

(6) 企画提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

(7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

15. 施行期間

本要領は、令和7年9月29日から施行し、本事業の契約締結をもってその効力を失う。